

島根県警察再任用実施要綱の制定について

(平成14年8月1日島警甲第1217号県警察本部長例規通達)

定年退職者等の再任用を適切に実施するため、職員の再任用に関する条例(平成12年島根県条例第53号)第5条の規定に基づき、別添のとおり島根県警察再任用実施要綱を制定したので、職員に周知徹底を図りたい。

別添

島根県警察再任用実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、公的年金の支給開始年齢が引き上げられることを踏まえ、60歳代前半の雇用と年金との連携を図るとともに、高齢期の職員の知識・経験を広く活用するための新しい再任用制度が定められたことにかんがみ、島根県警察における同制度の適正な運用を図るため、その実施方法等について定めるものとする。

第2 実施の方法

1 任期

再任用(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用することをいう。以下同じ。)に係る職員(以下「再任用職員」という。)の任期は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2 任期の更新

再任用職員の勤務実績が良好である場合であって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響を勘案した上で可能であると認められるときは、任期の更新を行うことができるものとする。

3 勤務形態及び勤務時間

人事管理、業務運営等に及ぼす影響、職務の内容、職員の処遇等を総合的に勘案して、再任用職員の勤務形態及び勤務時間を決定するものとする。

第3 再任用計画の策定等

1 制度の周知

警務課長は、再任用に当たって、関係職員等に対して再任用制度の概要、再任用の手続等を周知させるものとする。

2 再任用計画の策定

警務課長は、再任用に当たって、人事管理、業務運営等に及ぼす影響及び再任用の希望状況を考慮して、年度ごとに再任用計画を策定しなければならない。

3 希望状況の調査

再任用に関する希望調査は、毎年5月31日までに実施するものとする。

4 再任用計画の通知

警務課長は、再任用計画に基づく再任用予定人員、職務内容、勤務条件等を関係職員等に対して通知するものとする。

第4 再任用の手続及び選考の方法

1 選考基準

- (1) 退職前の在職中における勤務成績（任期の更新にあっては、当該更新直前の任期におけるものに限る。）が良好であること。
- (2) 選考対象職務を遂行する能力、資格、適性があること。
- (3) 健康状態が良好で、再任用の職務に耐え得ること。

2 再任用の申込み

- (1) 再任用を希望する者は、再任用選考申込書（様式第1号）及び健康診断書（様式第2号）（以下「申込書等」という。）を所属長に提出するものとする。ただし、当該年度に行った定期健康診断又は人間ドックの結果の写しを健康診断書に代えることができるものとする。

なお、健康診断にかかる費用は、再任用を希望する者の自己負担とする。

- (2) 申込書等を受理した所属長は、再任用意見書（様式第3号）を添付し、警務課長を経由して島根県警察本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。
- (3) 既に退職した者が再任用を希望する場合は、申込書等を警務課長に提出するものとし、申込書等を受理した警務課長は、再任用意見書を添付し、本部長に提出するものとする。
- (4) 各書類の提出期限は、別に定める。

3 再任用委員会による選考

- (1) 島根県警察本部に、再任用委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- (2) 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- (3) 委員長は警務部長を、委員は警務課長、警務課次長、厚生課長、厚生課次長及び委員長が指名する者をもって充てる。
- (4) 委員会は、地方公務員法第15条の規定に基づき、再任用職員の選考を適正に実施するものとする。

4 再任用職員の決定及び通知

- (1) 本部長は、委員会の選考結果に基づき、再任用職員を決定する。
- (2) 本部長は、選考結果を再任用内定通知書（様式第4号）又は再任用選考結果通知書（様式第5号）により、申込書等を提出した者全員に通知するものとする。

5 決定の取消し

本部長は、再任用職員の決定後、新たな事情により当該職員の再任用に支障が生じた場合は、再任用の決定を取り消すことができる。

6 任期の更新の手続

- (1) 前記2から5までの規定は、再任用の任期の更新の手続について準用する。
- (2) 職員の再任用に関する条例（平成12年島根県条例第53号）第3条第2項に規定する職員の同意については、申込書等の提出を受けることにより得るものとする。

第5 細部事項

この要綱に定めるもののほか、再任用制度の運用に関して必要な事項は、別に定める。

様式 〔略〕